

日液協第25～70号
平成25年12月12日

会員各位

日本液化石油ガス協議会
事務局

平成25年度METI・ガス安全室立入検査結果について（お願い）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊協議会のためのご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年度の立入検査の結果が12月9日付けでHP（下記HPアドレス参照）に掲載されました。今年度は第1四半期は立入検査が無かったので、第2四半期より実施されました。

また、立入検査の主な指摘内容については、別添にとりまとめております。

つきましては、会員各位におかれましては、別添内容について社内で実施されているか再度確認していただきますようよろしくお願いいたします。

敬 具

記

経産省ホームページ掲載アドレス

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2013/12/251209-1.html

以 上

（発信手段：Eメール）

（担当：飯田、岩田）

別 添

平成25年度立入検査等の結果について

主な指摘内容に関し以下に記載します。

1. 保安業務委託契約書関係

①契約締結日の未記入

契約書の締結日の未記入が複数の会社で見受けられました。契約締結日が未記入の契約書については双方確認の上、記載願います。

②保安業務の実施結果の連絡の方法等

保安業務規程と合わせて、連絡の方法や期限について、記載事項の漏れが無い確認願います。

2. 保安業務規程関係

①保安業務規程の未整備

委託先の保安機関は保安業務規程にて運営されているので、委託した販売事業者は委託先の保安機関の保安業務規程を必ず保管願います。

*** 保安業務委託契約書及び保安業務規程について、現状の受委託状況、実施方法等が記載内容と合っているか再度確認願います。**

3. 保安業務関係

①実施者の氏名の記録

周知、緊急時対応、緊急時連絡の実施者の記録が無い事例がありました。保安業務を実施した際の実施者の記録を確実に行って下さい。

②点検調査票関係

点検調査実施者の氏名、委託先の販売事業者名の記載がない事例がありました。

*** 保安業務関係の様式で上記の記載欄が無い場合は、様式の変更をお願い致します。**

以 上

平成25年度立入検査等の結果について(第2四半期分)

1. 立入検査の結果

	立入等時期	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
1	平成25年7月11日(木)	サンリン(株)	塩尻支店	指摘あり	担当官による 口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・保安業務に係る委託契約書のうち、2件の契約書において契約開始日及び契約締結日が未記入であったので、当該契約開始日及び契約締結日を記入すること。 ・保安業務に係る委託契約書のうち、4件の契約書において法第28条第一号で規定する委託に係る一般消費者等の氏名、住所が一部記載されていなかったため、これを記載すること。 (立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。)
2	平成25年7月12日(金)	ガステックサービス(株)	春日井営業所	指摘なし	なし	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
3	平成25年7月18日(木)	東京ガスファシリティサービス(株)	幕張監視センター	指摘あり	担当官による 口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・「保安業務「緊急時連絡」に関する契約書」第6条に基づき、「乙は、業務実施のたび、業務の実施内容について「LPG共同利用システム」に入力し、各業務実施から2ヶ月以内に甲に書面もしくは電磁的方法によって以下の項目を報告する。尚報告内容は2年間保管する。」と規定されているが、検査の結果、一般消費者等の中には電磁的方法では報告を受領できない者(13者)がいること判明したことから、当該一般消費者等に対して、直ちに未報告分の実施状況を報告するとともに、今後は、書面若しくは電磁的方法により確実に当該一般消費者等に対し報告すること。 (立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。)
4	平成25年7月31日(水)	静岡ガスエネルギー(株)	西部支店 掛川営業所	指摘あり	担当官による 口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・保安業務規程では緊急時対応業務の実施状況について毎四半期(または毎月)ごとにあらかじめ定めた書面をもって報告することが規定されており、受託先に対し定期的に実施状況の報告もなされているが、保安業務委託契約書のうち、2件において、当該規定が述べられていないため、その旨を含んだ契約内容にすべきこと。
5	平成25年8月2日(金)	上村運送(株)	福岡営業所	指摘あり	担当官による 口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・保安業務に係る委託契約書のうち、2件の契約書において契約締結日が未記入であったので、当該契約締結日を記入すること。 ・保安業務に係る委託契約書のうち、1件の契約書において同契約書第6条で定める点検結果を報告する期限日が未記入であったので、当該報告期限日を記入すること。 ・保安業務に係る委託契約書のうち、1件の契約書において契約先会社の名称が不正確な記載となっていたので、正確な名称で契約をし直すこと。 ・保安業務の点検票において、点検結果の報告先を記入する欄に、委託契約先の販売事業者と取引関係にある卸売業者名が記入されていたので、委託契約先の販売事業者名を記入すること。 ・保安業務の点検票は、同社から委託契約先である販売事業者へ直接送付すべきところ、販売事業者と取引関係にある卸売業者に同点検票を送付されていたので、同点検票は、委託契約先である販売事業者へ送付すること。 (立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。)
6	平成25年9月12日(木)	(株)マルエイ	長良営業所	指摘なし	なし	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。

7	平成25年9月13日(金)	坂本油化(株)	京都営業所	指摘あり	担当官による 口頭注意	<p>次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年6月に2号業務の委託先保安機関の変更があつたにもかかわらず、液化石油ガス販売所等変更届書が提出されていないため、速やかに提出すること(立入検査後、液化石油ガス販売所等変更届書を提出したことが報告された。) ・液化石油ガス設備士有資格者3名のうち1名が、免状交付後3年以内の講習を受講しておらず、1年経過して受講することとなっていたため、その他の資格所有者も含め法定講習の受講管理を着実に行うこと。 ・保安業務委託契約書のうち、1件において、規則第28条第3号の項目(災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項)の記載がなかったことから、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について(昭和43年2月12日付け43化第153号)」の第28条(委託契約に係る記載事項)関係に規定する事項を含んだ契約内容として適切に契約すること。 ・保安業務委託契約書のうち、2件において、保安業務の実施方法及びその実施結果の連絡方法を委託先保安機関の保安業務規程の規定に委ねているが、当該保安業務規程が備えられていなかったため、早急に取り寄せて保安業務委託契約書とともに保管すること。 ・保安業務委託契約書のうち、1件において、契約日の未記入があつたため、契約相手と協議して正すこと。
8	平成25年9月13日(金)	イビデンケミカル(株)	ガス事業部 高石事業所	指摘あり	担当官による 口頭注意	<p>次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先保安機関の変更があつたにもかかわらず、液化石油ガス販売所等変更届書が提出されていなかったため、今後は速やかに提出すること。 ・液石法第7条の規定に基づく標識の掲示が、事務所入口から離れた事務室奥の壁に掲げられていて公衆から見やすいとは言い難いので、公衆の見やすい場所に掲示すること。また、標識に記載された販売所の名称が変更前の名称のままとなっているので、現在の名称に正すこと。 ・社員である有資格者の免状を事業所で保管しているが、液化石油ガス設備士には、液化石油ガス工事に従事するときは免状を携帯することを義務づけられている(液石法第38条の8第2項)ので、事務所はそのコピーを保管管理するか、又は、事務所で免状を保管管理する場合は出納簿を備えて管理するなどして、免状携帯義務の履行を確実にすること。 ・保安業務の委託契約書のうち1件の契約書において、規則第28条第3号の項目(災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項)の記載がなかったため、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について(昭和43年2月12日付け43化第153号)」の第28条(委託契約に係る記載事項)関係に規定する事項を含んだ契約内容として適切に契約すること。 ・容器交換時等供給設備点検の記録は電子システム端末を用いて行っているところ、その点検結果を示す出力様式(保安業務帳簿)に点検を行った者の氏名の欄がない。しかし、この点検データを用いた配送実績表の出力様式では配送した者の氏名を確認できる。配送した者の氏名は点検を行った者の氏名と同じということなので電子データとして記録されていることは推測されるが、法令遵守を明確にするため点検結果を示す出力様式を見直し、点検を行った者の氏名の欄を設けること。 ・供給開始時点検・調査及び定期点検・調査の記録のうち1件で、ゴム管とホースエンドガス栓を用いて接続されている屋外ボイラの記録があつたが、検査結果は良となっていた。供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示(平成9年経済産業省告示第123号)第10条第3号の規定によれば、移動式燃焼器以外の燃焼器の接続には、ゴム管(その両端に迅速継手の付いたものを除く。)による接続は容認されていないので、早急に記録が適切であったかどうかを確認するとともに、事実であれば速やかに一般消費者等に対して改善を通知すること。同じような点検・調査結果の見落としがなかったかどうか、すべての点検・調査結果を再チェックすること。また、点検・調査結果について、点検・調査を行った者以外の者が再チェックする仕組みを構築すること。 ・質量販売のうち8件において、消費設備調査の記録がなく、5件に燃焼器の型式及び製造年月の記録がなかった。質量販売しているすべての一般消費者等の所在を把握できているので、早急に消費設備調査を行い記録すること。 ・周知を行った場合、その記録を消費者設備保安台帳に記載しているが、周知を行った者の氏名が記録されていなかった。周知は、特定月の検針の際に行っており、検針記録で周知を行った者の氏名を確認できる。このため、検針記録を参照に過去2年の周知の帳簿を作成するとともに、今後は周知を行った後速やかに周知の帳簿に記録する仕組みを整えること。 <p>(立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があつた。)</p>

9	平成25年9月26日(木)	吉延石油(株)	本社	指摘あり	担当官による 口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・周知に関する帳簿について、本年6月から作成していないことから、周知の結果を帳簿として記録し、2年間保管する体制を整えること。 ・緊急時対応及び緊急時連絡の帳簿の記録は、夜間・休日に行ったものの記録しかなく、日中に行ったものの記録がないので、日中に行ったものの記録も記載して帳簿に残すこと。また、緊急連絡を転送電話を用いて携帯電話に転送することも度々行っていることから、転送先を固定電話にする体制を整えること。 (立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。)
10	平成25年9月27日(金)	ネクスト・ワン(株)	明石営業所	指摘あり	担当官による 口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・保安業務の委託契約書2件について、保安業務規程を引用しているにも関わらず、保安業務規程が保存されていなかったため、契約先から取り寄せること。 ・供給開始時点検、容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検、定期消費設備調査の実施状況において、容器に係る点検結果の未記入が2件あったため再点検を実施して記入すること。また、漏えい試験の実施時間を記録上5分としているところ実際は5分未満となっているものが1件あったため、再点検を実施して記入すること。 ・緊急時対応、緊急時連絡において、帳簿等の記録を確認し、2件について緊急時連絡を行った者の氏名が抜けていたため、調査して記入すること。 (立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。)

2. その他行政指導等の結果

	立入等時期	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
1	平成25年3月13日(水) (事実関係判明)	上村運送(株)	—	指摘あり	室長による 口頭注意	平成25年3月13日、同社から当省に対して一般消費者等の数に関して照会があり、その背景を調査したところ、民生用バルクローリーで充填する集合住宅等の供給設備を1件として一般消費者等の数をカウントしていたため、認可された一般消費者等の数を超過して、保安業務を行っていたことが判明した。また、保安業務委託契約を締結したときに書面に記載して交付される委託に係る一般消費者等の名簿を所有していない等の不備もあった。このため、同年7月19日付けで、このような事態が生じた原因を調査し、改善するとともに、再発防止策を作成して報告するよう口頭注意を行った。 (口頭注意後、指摘を受けた事項の原因、改善及び再発防止策についての報告があった。)
2	平成25年8月6日(火) (自己申告日)	大丸エナウイン(株)	—	指摘あり	室長の文書による 嚴重注意	同社から、平成25年7月に行った社内監査により、主に平成16年当時、液石法第38条の4第2項の規定に基づき高圧ガス保安協会が実施した講習を、同社従業員22名が虚偽の経験証明によって受講し、その講習修了証を用いて液化石油ガス設備士免状の交付を受けていたとの報告があった。このため、同年9月17日付けで、ガス安全室長名で同社に嚴重注意をするとともに、改善指示及び再発防止に関する措置を講ずるよう求めた。また、同日付で、関係機関を通して液化石油ガス販売事業者等に注意喚起を行った。 (その後、不正取得者22名の講習修了証及び免状の返納を行い、改善及び再発防止の措置について報告があった。)

注)「結果」欄の記述は、原則として次のとおり。

指摘なし: 法令違反についての指摘事項がなかった場合。

指摘あり: 法令違反についての指摘事項があったが、行政処分又は文書による行政指導には至らなかった場合。

文書による行政指導あり: 文書による行政指導があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)

行政処分あり: 行政処分があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)